

平成28年度年間監査結果について

第1 定期監査の結果

(1) 実施時期

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(2) 実施状況

	監査実施機関	
	本庁	地域機関
知事部局	178	70
教育庁	81	70
警察本部	26	25
その他行政委員会等	8	1
合計	293	166

<特別財務調査>

区分	調査対象機関
現金等保管状況 (※)	20箇所（知事部局4、教育庁16）
物品等納入状況	本庁及び地域機関から抽出した2機関に係る物品等納入業者（関係人調査）5事業者

※ 現金保管状況等について、事前通告なしで実施する調査

(3) 監査の結果

	指摘	注意	計	増減
知事部局	16 (8)	93 (108)	109 (116)	△7
教育庁	4 (0)	34 (21)	38 (21)	17
警察本部	2 (1)	12 (7)	14 (8)	6
その他行政委員会等	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0
合計	22 (9)	140 (137)	162 (146)	16

※ () 内は平成27年度実績

指摘…違法又は不当な事項で改善すべきもの

注意…違法又は不当な事項で改善すべきものではあるが内容が比較的軽易なもの

○ 項目別 指摘・注意の年度推移

分類	平成28年度				⑳-㉑	平成27年度				平成26年度			
	指摘	注意	計	構成比		指摘	注意	計	構成比	指摘	注意	計	構成比
会計一般	0	0	0	0%	0	0	0	0%	1	1	2	1%	
収入	1	6	7	4%	△ 1	0	8	8	5%	1	12	13	9%
支出	13	37	50	31%	20	2	28	30	21%	2	32	34	23%
契約	2	64	66	41%	25	3	38	41	28%	4	52	56	37%
物品	1	10	11	7%	△ 10	0	21	21	14%	3	13	16	11%
財産	0	6	6	4%	△ 6	0	12	12	8%	5	2	7	5%
現金	1	3	4	2%	△ 4	0	8	8	5%	0	4	4	3%
課税	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0%
納税	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0%
工事	1	10	11	7%	△ 12	4	19	23	16%	0	14	14	9%
その他	3	4	7	4%	4	0	3	3	2%	2	2	4	3%
合計	22	140	162	100%	16	9	137	146	100%	18	132	150	100%

○ 指摘（22件）の内容

収入：1件

- ・収入証紙について、本来収入すべき年度の翌年度の収入として報告している事例が認められた。

➡ 災害対策課

支出：13件

- ・報償費及び旅費等の支払が著しく遅延している事例又は遅延が再発している事例が認められた。

➡ 府有資産活用課、文化政策課、障害者支援課（2件）、少子化対策課、家庭支援課、河川課、教職員課、学校教育課、文化財保護課

- ・時間外勤務手当が誤って支給されている事例が認められた。

➡ 山城広域振興局

- ・1件の請求書に対して二重払いを行っている事例が認められた。

➡ 南警察署

- ・管理職手当等の認定誤り及びその支給が大幅に遅延している事例が認められた。

➡ 教職員課

契 約： 2 件

- ・ 契約関係書類が誤って廃棄されている事例が認められた。

➡ 京都土木事務所

- ・ 支払の根拠である個別契約書の元となる基本契約書の存在が確認できない事例が認められた。

➡ 港湾事務所

物 品： 1 件

- ・ 管理する備品の所在が不明な事例が認められた。

➡ 丹後保健所

現 金： 1 件

- ・ 保管現金及び収入証紙の管理状況が不適切な事例が認められた。

➡ 中丹広域振興局

工 事： 1 件

- ・ 工事に伴い必要となる建設リサイクル法に基づく通知が行われていない事例が認められた。

➡ 山城広域振興局

その他： 3 件

- ・ 公印の使用について、京都府地方機関処務規程に定める規定どおりに行われていない事例が認められた。

➡ 南丹広域振興局

- ・ 消防法の規定に基づく消防用設備等の点検が行われていない事例が認められた。

➡ 南警察署

- ・ 消防法の規定に基づく消防用設備等点検結果報告が行われていない事例が認められた。

➡ 府有資産活用課

○ 注意（140件）の概要

収入：6件	（行政財産目的外使用許可等の調定額誤り・遅延 5件、収入証紙実績報告金額誤り 1件）
支出：37件	（委員報酬・旅費・報償費等支払遅延 17件、手当の誤支給 6件、他）
契約：64件	（契約書作成の不備 44件、予定価格調書作成の不備等 12件、他）
物品：10件	（物品廃棄手続き漏れ 3件、物品損傷報告漏れ 3件、他）
財産：6件	（財産の登録漏れ・除却登録漏れ 5件、特許権取得の報告漏れ 1件）
現金：3件	（所属長月例点検・月次チェックの不備 2件、現金等関係帳簿の未記載等 1件）
工事：10件	（元下指針に定める書類の不足 10件）
その他：4件	（消防法に基づく消防用設備等の点検回数不足・事後対応不備 2件、他）

○ 重点調査項目に関する検出結果の概要

【重点調査項目】

- ア 事務事業を実施するに当たり、法令で定める手続が適正に行われているか
- イ 補助事業の履行確認及び補助団体に対する指導は適切に行われているか
- ウ 統一的な基準による地方公会計制度の円滑な導入に向けて、公有財産及び物品が適正に管理されているか。

【結果】

- ア 事務事業に係る法令手続に関するものについて、軽微なものを含め適切でない事例が14件あった。
 - ①消防法に関するもの 5件
 - ・消防用設備等の法定点検が行われていなかったもの
 - ・消防用設備等の法定点検回数が不足していたもの
 - ・消防用設備等点検結果報告が行われていなかったもの
 - ・法定点検後の設備改善対応に不備があったもの
 - ・消防訓練が実施されていなかったもの
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するもの 6件
 - ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書が提出されていなかったもの
 - ③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関するもの 1件
 - ・解体する建築物等の構造等に関する通知が提出されていなかったもの
 - ④建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関するもの 2件
 - ・水質検査が適正に実施されていなかったもの
 - ・害虫駆除業務委託の契約時期が適切でなかったもの

《監査からの主な指導内容》

- ・関係法令を熟知するとともに、チェック体制の確保やスケジュール管理など組織的な対応を行い、法定義務事項について漏れの無いよう事務を進めること

イ 補助事業の履行確認及び補助団体指導の実施に関するものについて、軽微なものを含め適切でない事例が4件あった。(調査実施件数 294件)

- ①補助金交付決定取消事務が行われていなかったもの(2件)
- ②補助金に係る事業実施計画の変更承認手続が漏れていたもの(2件)

《監査からの主な指導内容》

- ・関係規則及び要綱等に基づく事務処理を徹底するとともに、計画承認した補助事業が適切に実施されるよう事業執行に留意すること

ウ 公有財産及び物品(主要物品)の管理に関するものについて、軽微なものを含め適切でない事例が13件あった。(対象機関293所屬)

＜公有財産 9件＞

- ①公有財産が台帳に登録されていなかったもの(7件)
- ②除却等され存在しない公有財産が台帳登録されていたもの(5件(①と3件重複))

＜物品(主要物品) 4件＞

- ①主要物品が必要な手続を経ずに廃棄されていたもの(3件)
- ②主要物品損傷事案について必要な手続がなされていなかったもの(1件)

《監査からの主な指導内容》

- ・関係規則における手続を周知徹底し、定期的に台帳と現物の照合を実施するとともに、組織として適切にチェックできる体制を整備すること

第2 財政的援助団体等監査の結果

(1) 実施時期

平成28年10月18日～平成29年3月31日

(2) 監査対象団体

27団体 ※下記のいずれかに該当する156団体の中から抽出

- ①平成27年度に補助金等の財政的援助を行った団体
- ②京都府が基本金等の4分の1以上を出資している団体
- ③公の施設の指定管理者

(3) 監査の結果

○指摘(1件)の内容

- ・平成25年度補助事業について、補助金の入金後に事業の未実施が判明し補助金返還していたもの。

→ 福知山市有害鳥獣対策協議会

○注意(6件)の概要

収入：1件 (未収金の未回収及び貸倒引当金未計上)

支出：1件 (補助金額の算定誤り)

契約：3件 (金銭消費貸借契約書の未作成等、府の承認なしに施設貸付実施、再委託の承認手続漏れ)

財産：1件 (固定資産台帳と現物の照合未実施)

第3 監査委員による主な意見・要望

○ 災害からの安全な京都づくりの推進

- ① 「災害からの安全な京都づくり条例」の制定を踏まえ、災害時の中核となる公共施設をはじめ、住宅の耐震化促進など、府内全域で災害に強いまちづくりの推進
- ② 大規模自然災害の発生に備え、災害危険情報の的確な提供・周知・活用を取組を推進するとともに、発災時の車中避難等、新たな課題にも対応した地域防災計画の見直しを実施

○ もうひとつの京都事業の推進

「森の京都博」、「お茶の京都博」がそれぞれの地域で大交流を生み出し、地域活性化の大きな契機となるようしっかりと取り組むとともに、「もうひとつの京都事業」が一過性に終わることなく地域に根付くような取組の推進

○ 会計事務の執行体制の強化等

外部委員の報償費・旅費等の支払遅延や、契約書の必要条項漏れなどケアレスミスに起因する事例が依然として散見され、改善に向けた取組が進められているが、十分な是正につながっていない中、組織として会計事務の執行体制の強化を実施

○ 職員の人材育成等

会計や経理事務など行政運営を下支えする分野で高度な専門知識と経験を有するスペシャリストを育成・配置し、その業務に見合った処遇を推進

○ 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての文化・スポーツの振興

- ① 「京都文化力プロジェクト 2016-2020」が、一過性のイベントで終わることなく、「文化首都・京都」にふさわしい京都文化を世界に向けて発信する取組となる事業の展開
- ② 府民のスポーツへの関心や意欲を高め、生涯スポーツとして根付くような取組や、地域の交流促進や活性化にもつなげていくための施策の展開

○ 再生可能エネルギーの導入促進等

- ① 家庭をはじめ各産業部門や、地域振興やまちづくりと一体となった再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーバランスを考慮した取組の推進
- ② 水素社会の実現に向け、燃料電池自動車 (FCV) の公用車への率先導入等、「京都府燃料電池自動車 (FCV) 普及・水素インフラ整備ビジョン」に掲げる目標達成に向けた取組の推進

○ 伝統産業の振興

- ① 伝統製品の素晴らしさを活かした新たな製品開発・販路開拓の一層の推進
- ② 分業体制が崩壊の危機にある伝統製品の生産体制を再構築するなど、伝統産業振興の取組推進

○ グローバル人材の育成

- ① 小学校の英語教科化やアクティブラーニングの導入に対応できる教員等の育成・確保
- ② 国際感覚豊かな人材を育成する取組を積極的に推進するとともに、「府立高校生グローバルチャレンジ事業」による府立高校生の海外留学支援をアジア地域も含めて一層拡充